

審査報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事録審査報告書) 別添参照

当委員会に付託されましたのは、総務費の諸費における行政事務連絡員報酬及び負担金、補助及び交付金の広報掲示板設置補助金と消防費についてであります。

まず行政事務連絡員の報酬については、他の非常勤特別職の職員の報酬改定に伴って、月額一万三千円を一万四千円に引き上げようとするものであり、町会広報掲示板設置補助金は、議会においてもこれに関連する陳情書を採択されておられ、三十二町会に二カ所、一基二万円の補助として計百二十八万円を計上し、消防費においては、団長以下の報酬改定に伴う補正であります。

この提案理由の説明に対し、委員より、町会掲示板設置補助は今回一回限りで、また補修費はどうなるのかの質疑に対し、町会においてはすでに掲示板を保有しているところもあり、また全くない町会もある。各町会の考えを尊重し、財政の許す範囲内で補助したい。掲示板は、周リ

を鉄骨に合板をはめ込む式のものとし、補修等の際、容易に取り外しができるものにした、と考へてゐる。維持管理については町会にお願いしたいと思つてゐるものと答へがあり、また消防費については、出勤手当の増額につ

いて意見があり、今後検討を加え、財政の許す範囲内で考へて、いかに答へが行われました。さらに行政事務連絡員報酬予算と総務委員会所管の非常勤の特別職の職員の報酬を例改正との関連について、相互に關係ある条例と予算案が別々な委員会でも審議されることは今後考へるべきではないかとの発言がありました。

以上をもつて審査を終わり、採決の結果、当委員会の所管分の予算については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林勇三君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反対者が
発言を願います。 十二番 松山 清君。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第四十三号昭和五十五年度福生市一般会計
補正予算(第三号)について、反対討論をいたします。

当補正予算の主たる内容は、教育費の工事費関係を除けば、先
ほど私が反対を表明しました議案第三十七号、議案第三十九号、
議案第四十号を実施するに当たつての八百万円の財源措置のためのので
あります。

市長が就任して初めて提案する補正予算としまして、市民に対して施
策の充実、向上の配慮を全く欠いたため不十分なものであると思います。
ましてや市長三役みずからの報酬引き上げ及び議員の報酬引き上げのため

財源措置であり、このような補正予算について、私は強く反対をするもの
です。

簡単ですが、反対討論といたします。

○議長(小林勇三君) 次に賛成者、一番 石川慶一郎君。

(一番 石川慶一郎君 登壇)

○一番(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題になつてお
ります議案第四十三号の一般会計補正予算(第三号)に対する賛成の討論
をさせていただきます。

先ほど来より申し上げておりますように、あらゆるデータをもつて、検討に検
討を重ねて一つの報酬条例の改定というものができたわけでありますから、これは当
然人件費関係の補正が主としていふ予算でありまして、補正予算が
出されるのは当然でありまして、全く反対の余地はないものであろうと思ひます。
また、さらに商工費関係におきまして商業振興のための補助金とか、あるいは
は教育費関係では国の補助金を受けて行ふ、四小、五小のサッカの取リか
え工事、あるいは市民体育館のラインドの取リかえ工事と、これはもう

一日も早く工事に着手して、よりよい環境、施設にしなければならぬということからしても、私はこの補正予算に賛成しましては賛成するものがございます。

(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は、各委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成 皆起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。よって議案第四十三号は、

各委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十九分 休憩

午前十一時十一分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九議案第四十四号下水道事業の事務の委託についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、本案について審査報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、福生市に公共下水道事業にかかる事務のうち、羽村の公共下水道事業計画の中で決められている羽村第六処理分区的区域ハ・ニ・エ・ケ・タイル分の汚水を多摩川上流流域下水道多摩川上流幹線に流入しようとするものであり、この区域は旧アサノポール付近の一角である。計画人口としては約五百人居住であろうという想定に基づいて計算しているな

どの説明がありました。

委員より、この工事の時期と費用はどのくらいかかるかとの質疑があり、下水道事業は、目標を六十年に置いて、少しでも短縮するという形で事業に取り組んでいるが、緊急性等を勘案しても、実質的に一番最後の方にたつのではないかと考えられるので、早くて五十八年以降になると想定している。金額については設計が終わっていないので、従来の実績をもとに算定するとハ・ニヘクターにおいて、管の延長が七百メートルである。メーター当たり五万円で、総工費が三千五百五十万円くらいになると思うとの答弁があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定どおり御可決くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(小林菊三君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号については、討論を省略し、委員の報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第四十四号は、

委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第十議案第四十五号市道路線の認定についてを議題といたします。

議四十一 議四十二 議四十三 議四十四 議四十五 議三十七 議三十八 議三十九

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、本案について審査の報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。(議案不審査報告書) 別添参照

本案について、委員会冒頭現地視察を行った後、審査に入りました。理事者より、本年四月一日、福生市と羽村町との行政界の変更に伴って、従来認定されていた道路のうち、全部もしくは一部の福生市道が羽村町道となり、また羽村町道の一部が福生市の市道になることにより、幹工—六号線ほか十七路線を道路法第八条に基づいて認定しようとするものである。羽村町においては、六月十日に認定されていると聞いている等の説明がありました。

委員より特に発言もなく、本案は原案どおり可決すべきものと決定し

た次第でございます。

何とぞ、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(伊村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号については、討論を省略し、委員長報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま伊村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出され、したがって、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ日あり)

○議長（小林 栗三君） 御異議ありしと認めます。よつて議案第四十五号は、
委員会審査直報告のとおり可決されました。

○議長（小林 繁三君） 日程第一 議案第四十六号市道路線の廢止について
と議題といたし、討論。

本委員については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君)
をいたします。

御指名がございましたので、本案について審査報告

なほ
おキニ
御配付の
宙直報告書
の
朗読は
少旨略
せたい
だきす

(議案審查報告書)
別添參照

本要について、委員は冒頭現地視察を行った後、審査に入りました。

理事一廿日より
先ほど御確定いたゞきました認定と同様、羽村町との行政

界の変更に伴つて、幹線——二号線は十六路線について、道路法第十條
 第一項の規定に基づき廃止しようとするものであるとの説明がありましたが、委員
 より特に発言もなく、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であ
 ります。
 何とぞ、当委員会決定どおり御可決くださるようお願い申し上げ、報告
 いたします。

議長（小林菊三君）
以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)
以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君)　　この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております。議安本第四十六号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)
お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本委員会は審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。 ようて議案第四十六号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十二請願第一号郡立高校増設等教育条件整備に関する請願書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 鈴木藤次郎君登壇）

○総務委員長（鈴木藤次郎君） 御指名がありましたので、ただいま議題となつております請願第一号について、審査の内容を報告させていただきます。

なお、お手元の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
（請願審査報告書） 別添参照

本件は、去る三月定例会二日目に当委員会に付託され、以後三月十八日、六月十六日の審査を経て結論づけられたものであります。
その概要を申し上げます。

三多摩全体の生徒増の状況について質疑があり、紹介議員から中学校卒業生は、昭和五十四年から五十七年までは十三万から十四万二千人の間で推移するが、五十八年度に入ると十五万人、五十九年度には十五万二千人と急激にふえていくと予想される。また請願中の「定数削減、人員の補充」という項目について、請願者と協議したところ、この項目は削除してもよいとの話であるとの答弁がありました後、先生が不足して生徒がふえるというが、それで完全な教育ができるのか。また他市の状況はどうなのかとの質疑があり、これに対し、新しく高校ができれば当然新規に先生を採用することになるので、その点は別に考えられたい。他市の状況については、八市が採択、三市が継続であるとの発言があった後、この項目について論議が交わされましたが、この論議の途中において、請願者より本請願の一部削除について——請願書の項目中「教職員の定数削減をせず、現在ある人員を補充すること」

との項目の削除方が議長に出され、受理されたことにより、当委員会に請願書の一部削除の件について説明がありました。

当委員会としては、この点を含んだ上、審査を続けました。この項目が削除されたことにより問題点も解消したため、全議員異議なく、本件については採択とすることに決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は委員会報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって請願第一号は、委員

会報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第十三陳情第三号、東京都自然環境保全事業団設立に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がございましたので、本件について審査の報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情は四月十四日の臨時会に当委員会に付託になり、五月二十二日及び六月十三日と二回にわたり審査をし、結論を得たものであります。

まず第一回目の委員会において、委員より、この陳情の内容について、項目

議四十一 議四十二 議四十三 議四十四 議四十五 議四十六 請一 陳三

のつに河川管理法で河川敷植樹は禁止されており、これを批判する学説を踏まえ、これを緩和するようにと書いてあるが、現在は河川管理法というのではなく、河川法となっている。この河川敷の植樹は禁止されてはならず許可制になっていると思う。また、これを批判する学説というものも、陳情者に聞いても明確に示すことができていないなど、不明な点が多いとの発言がありました。

さらに各市の状況についても、多摩川沿いの市を調べたところ、五市が三月定例会で委員会に付託されており、三市が六月定例会に上程の予定であるが、結論の出た所はまだないとのことであり、各市と連携をとる必要のある陳情だと思つてで継続されたいとの発言があり、第一回目は継続とした次第であります。

第二回目の委員会において、河川敷植樹ということに質疑が集中しました。

委員より、河川区域内の植樹は禁止されているのかという質疑に対し、理事者より、河川区域内の占用については河川法の第二十四条、第二十五

議六十五 議六十六 議六十七 議六十八 議六十九 議七十 議七十一 議七十二 議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 議八十

条、第二十六条によつて許可を得るということになっている。公園等を河川区域の中に入る場合には、第二十四条の占用許可と、第二十六条の工作物の新築等の許可を得る必要がある。ただ樹木を植える場合にはメートル以下のもつという基準があるとの答弁がありました。

また、この陳情に対する各市の状況も、現在は十市に出されているが、結論の出た所はまだないということでありました。

そのような種々の発言がありました後、委員より、陳情者の勉強不足というか、納得のできないところが多い。また福生市の河川区域は高度に利用されており、もう利用できる所はないと聞いているし、その植樹ということも現在許可を得てやっているということである。また緑をふやすということについては、緑を守り育てる条例により、積極的に取り組んでいることであるし、福生市においては、あざわだこの事業団を設立してやるまでもないと思う。したがって、この件については賛成しかねるという発言があり、お諮りしたところ、本陳情については不採択とすべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御確定くださるようお願い申し上げ、報告

